

## 令和5年度 静岡県交通安全実施計画の概要

(静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課)

## 1 要 旨

交通安全対策基本法では、交通安全計画（5か年の大綱）に基づき講ずべき施策を「交通安全実施計画」として毎年策定することとなっている。

このため、第11次静岡県交通安全計画に基づき、県及び国の機関等が令和5年度に取り組む施策を取りまとめた「令和5年度静岡県交通安全実施計画」を策定した。

## 2 概 要

第1章 道路交通の安全	
第1節 道路交通環境の整備	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、幹線道路における交通安全対策の推進、高齢者の移動手段の確保・充実、効果的な交通規制の推進、交通安全に寄与する道路交通環境の整備（道路法等に基づく通行の禁止又は制限）ほか
第2節 交通安全思想の普及徹底	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、効果的な交通安全教育の推進、交通安全に関する普及啓発活動の推進（自転車ヘルメット着用の促進、電動キックボードの安全利用の促進、効果的な広報の実施等）ほか
第3節 安全運転の確保	運転者教育等の充実（高齢運転者対策の充実）、運転免許手続の改善、事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進（自動車運送事業安全性評価事業の促進等）、交通労働災害の防止等（運転者の労働条件の適正化等）ほか
第4節 車両の安全性の確保	車両安全性に関する基準等の改善の推進、自動運転車の安全対策・活用の推進、自動車アセスメント情報の提供等ほか
第5節 道路交通秩序の維持	交通指導取締りの強化等、交通事故事件捜査等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進ほか
第6節 救助・救急活動の充実	救助・救急体制の整備、救急医療体制の整備ほか
第7節 被害者支援の充実と推進	自動車損害賠償保障制度の充実等、賠償賠償の請求に関する援助等ほか
第2章 鉄道交通の安全	
第1節 鉄道交通環境の整備	鉄道施設等の安全性の向上、運転保安設備等の整備
第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及	学校、沿線住民等を対象とした鉄道安全知識の浸透ほか
第3節 鉄道の安全な運行の確保	保安監査の実施、運転士の資質の保持、気象情報等の充実ほか
第4節 救助・救急活動の充実	鉄道重大事故等に備えた関係機関との連携・協力体制の強化ほか
第5節 被害者支援の推進	国交省の公共交通事故被害者支援室による相談ほか
第6節 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	調査担当職員の調査技術や運行の安全性の向上
第3章 踏切道における交通の安全	
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	遮断時間が特に長い踏切道や交通量の多い踏切道等での除却の促進、鉄道の立体交差化ほか
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	踏切遮断機の整備、踏切遮断時間の短縮化ほか
3 踏切道の統廃合の促進	地域住民の通行に支障がない踏切道の統廃合の推進ほか
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	踏切安全通行カルテの作成・公表、踏切通行時の違反取締り、踏切事故防止キャンペーンの推進ほか
第4章 大規模地震に備えての交通の安全	
1 臨時情報発表時	道路交通情報板やサインカー等による情報提供ほか
2 地震発生時	緊急交通路等の確保、緊急地震速報・津波警報等、噴火警報等、道路交通情報の提供
3 平時における措置	緊急通行車両の事前届出の推進、交通安全施設の整備、南海トラフ地震臨時情報等発表時及び地震発生時における自動車運転者の執るべき措置の周知徹底ほか
4 その他の交通安全対策	既存の道路橋の耐震補強等、既存の鉄道構造物の耐震補強整備、沿道建築物等の耐震化の促進
付属資料 静岡県交通安全対策関係事業	